

## P.10 アメリカの 法律最前線

移民ビザ、非移民ビザの最近の傾向

契約締結時の注意点

交通事故の対処法

アメリカの法律の最新事情をお届け！

将来に役立つ  
お金の教科書2023 P.03

世界遺産を歩く  
ピマチオウィン・アキ P.08

ランス・オー・メドー 国定史跡 P.16

日本の相続はどこへ行く  
来年から贈与税のしくみが大きく変わる P.09

## 3 FEATURE STORY

## 将来に役立つ お金の教科書2023



## 8 世界遺産を歩く 齋藤春菜

伝統を守り伝える先住民の聖地  
ピマチオウィン・アキ



## 9 日本の相続はどこへ行く

税理士法人アーク&パートナーズ  
来年から贈与税のしくみが大きく変わる



## 10 FEATURE STORY

## アメリカの法律 最前線



## 16 世界遺産を歩く 齋藤春菜

ヴァイキングが刻んだ足跡  
ランス・オー・メドー国立史跡



発行元：株式会社システムサポート

編集・制作：吉田沙織、齋藤春菜、柴田早央里、森原潔



# 将来に役立つ お金の教科書

## 2023

こどもの進学の資金集め、老後の生活など、さまざまな理由で資産運用を始めたい人のために、アメリカの株や保険、年金など、資産形成のポイントを専門家が伝授。お金のことを学んで将来に役立てよう。

## アメリカでの資産形成

貯金大国といわれるほど「預貯金が大切」という考え方が根付いている日本。一方、アメリカではこどもの頃から各家庭で金融に関する教育が進んでおり、投資に関する理解が日本よりも進んでいる。日本のようにリスクを取らずコツコツお金を貯めていくよりも、多少のリスクを取ってでも投資によるリターンで資産を増やすことが、アメリカでは効率の良い資産の運用方法だと考えられている。個人個人がお金を回すことで国全体の経済が潤い、企業の業績が向上して結果的に配当が個人に返ってくるという好循環が生まれているのが、アメリカと

いう国だ。

いざアメリカで投資を始めるにしても、投資において欠かせないのはリスク対策のための投資分散。投資には、政治経済といった情勢に関わる価格変動・為替変動のリスクや、株式、債券の発行体が債務不履行に陥る信用リスクなど、さまざまなリスクがある。異なる値動きをする商品に投資を分散させることで、いずれかが下落した時に大きな損失を被らないよう対策を立てることが大切だ。

ここでは、アメリカで人気の高い投資方法を紹介する。

## 株式投資

アメリカでの株式投資の大きな特徴は、1株から投資できること。日本では100株単位からしか投資できないが、アメリカでは少額で1株からでも気軽に投資を始めることができる。フィンテックや脱炭素社会といった世界のトレンドを象徴する企業、GAFAのような世界を牽引するIT企業など、今後高い成長性が期待できる銘柄が多いので、投資のし甲斐がある。

また、高い配当金を期待できるのもメリットの一つだ。アメリカでは“会社は株主のもの”という考え方が根付いており、株主還元の一環として配当金の増額が積極的に行われている。毎年配当金を増額しているような企業に投資して株式を保有し続けることで、高い配当を受け取り続けることができるのだ。

ただし、株式投資は大統領選挙や債務上限問題など、政治的な要因で市場が乱降下するリスクもあるため、その点は注意を払っておく必要がある。



## 不動産投資

不動産投資もアメリカで活発な投資方法の一つだ。

日本では依然として新築が重視される傾向があるのに対し、アメリカの不動産市場では新築市場よりも中古市場のほうが規模が大きいという特徴がある。日本だと、マイホームを購入したらその家に一生住み続けるという考え方が根付いているが、アメリカは住み替えを繰り返すのが一般的なため、中古住宅を購入してから売却したり、賃貸に回してリターンを得たりといった方法が取られる。場合によっては築年数が経過していても、新築よりも価値が高いということも珍しくない。

不動産に投資するメリットとしては、株と違って不確実性やリスクが低いことが挙げられる。アメリカは比較的経済成長が安定しており今後も人口増加が期待できるため、不動産需要も拡大していくことが予想される。アメリカで不動産



投資を行う際のポイントは、人口が増加している州を投資先として選ぶことだ。カリフォルニア州やテキサス州、ハワイ州などは人口増加傾向にあるため、売却や賃貸の需要は今後も高まっていくことが予想される。不動産投資を行う場合は空室リスクを防ぐためにも、各州の人口増加率を確認しておくことをおすすめする。

築年数が経過しても賃貸や売却ができ、自分たちの住居にすることも可能な不動産は、株の持つ不確実性を補う意味でも投資対象として検討する魅力が高いといえるだろう。

## アメリカの保険とソーシャルセキュリティ

生命保険とソーシャルセキュリティも、アメリカにおける資産形成としては大きな部分を占めている。日本の保険や年金制度とどのように異なるのか、留意しておくべきポイントなどを、その道のプロに聞いた。

### 生命保険

#### 日本との違い

アメリカの生命保険は日本と比較して保険料が格段に安く、利回りもはるかに高いため資産運用商品として有効です。日本で若いうちから保険に入っていたとしても、プラン内容を比較後にアメリカの生命保険に切り替える方も多くいます。ご自身の目的にあったプランを持つことにより、将来の非課税のリタイアメントプランとして個人年金のように使うこともできます。また、0歳から加入できるので、お子様の場合は長い目で見て非常に有効的な貯蓄資産となります。少しでも安い保険料で保険に入りたい場合も、資産運用に使いたいという場合も、ご自身の目的に沿った保険商品が見つけれらるので検討することをおすすめします。なお、死亡保険金に関しては、金額にかかわらず受取人に非課税で残せる点が日本と大きく異なります。

保険料が安い、効率の良い資産運用の金融商品として使える、アメリカの税法を活かした節税が可能という点は、アメリカの生命保険の大きなメリットです。ただし、資料などはすべて英語で、日本に帰国してもアメリカの銀行口座を持ち続ける必要性が高いのはデメリットといえるでしょう。

#### アメリカの保険の加入資格

加入資格は保険会社によって異なります。ソーシャルセキュリティナンバーがないと加入できない場合もあれば、TIN ナンバーだけで加入可能な場合もあります。ただ、どちらかは必須です。また、グリーンカードを持っていないと加入できない会社もあれば、以前ビザを持っていて、今すでに不法滞在になってしまっている場合でも加入できる会社やプランもあります。

#### アメリカの保険プラン

アメリカの保険プランには、大きく分けて掛け捨て型と終身貯蓄型があります。それぞれにメリットもデメリットもありますので、ご自身の必要性に応じて2種類を組み合わせる使うのが効率的です。



#### 掛け捨て型

決まった保障金額、決まった期間だけ保障が必要な方に向いています。お子様が大きくなるまで、モーゲージが終わるまで、といった使い方が賢い使い方といえるでしょう。

#### 終身貯蓄型

固定金利や変動金利で増えていくもの、一括払いで一生涯の保障を買ってしまうもの、毎月好きな金額を保険料として納めていくもの、とさまざまなタイプがあります。

収入が固定でない自営業等の方には、保険料がフレキシブルなプランが好まれます。リスクを負わず、高利回りで Cash Value を育てたい場合は IUL (Indexed Universal Life) が人気です。最近では介護保険を特約として付加できるものが多いですが、将来、日本でのリタイアメントを考えていらっしゃる方は、日本でも使える介護保険特約を選ぶと良いでしょう。

#### 迷ったらプロに相談を

保険は種類が豊富にあるうえ、決して安い買い物ではなく長いコミットメントになります。オンラインで申し込む方も多いですが、エージェントに頼んでもオンラインで自分で入っても保険料に変わりはありません。可能であれば、信頼できるエージェントに相談しながらご自身に合うものを選ぶことをおすすめします。また、遅くなればなるほど高価な買い物になるので、1歳でも若いうちに、少しでも健康なうちに加入すると良いでしょう。

# ソーシャルセキュリティ

## ソーシャルセキュリティ制度とは

アメリカで個人を認識するIDとして発行されるのが、ソーシャルセキュリティナンバー。アメリカ市民以外では、合法的にアメリカ国内で働ける移民が取得可能な番号です。この番号を持っている個人は、アメリカ国内で就労して得た収入からソーシャルセキュリティ税を納め、そのクレジットを貯めていくことによって、将来、アメリカ政府が運営している公的年金制度から老齢年金を受けることができます。その他、配偶者年金、障害年金や遺族年金等があります。

## 受給資格、受給年齢

アメリカで年金を受給するためには、基本的にはこの制度に10年間加入する必要があります。しかし、日米社会保障協定(2005)により日本で加入していた年金の加入年数が加算可能になったので、アメリカで最低6クレジット(1年6カ月の就労期間)があり、日米通算で10年以上働いていれば受給可能になりました。年金を満額受給できる年齢は生年によって異なり、1960年以降に生まれた人は67歳とされています。62歳から受け取ることもできますが、自身の満額受給年齢前だと減額されます。

配偶者年金もあり、ご自身が働いて税金を納めていなくても、最低期間の婚姻期間を満たしていれば配偶者としての受給額(受給者の半額)を受給できます。また、すでに離婚して独身の場合でも、

10年間の婚姻期間があれば配偶者年金の受給資格があります。ただし、62歳になっても受給者本人が受給を申請するまでは、配偶者年金は受給できません。未亡人の場合は60歳から受給を開始できますが、自身の満額受給年齢前だと減額されます。

## 制度を理解しておこう

ソーシャルセキュリティは大切な老後の資金源の一つですが、制度が複雑でルールが多いので分かりにくいのが難点です。ソーシャルセキュリティの受給額の計算方法、離婚した場合や日本からの年金受給がある場合など、ケースバイケースで異なります。受給する際になってから後悔しても遅いので、ソーシャルセキュリティ税を納められるうちに制度を理解しておく、将来の受給についても予測できます。リタイアメントプラン作成に向けて、毎年一回はオンラインでご自身のソーシャルセキュリティのステイトメントを確認することをおすすめします(www.ssa.gov)。

### 取材協力

#### 堤 聖子

Social Security Analyst / Life insurance Agent (CA Lic#:0H62600)  
Financial Planning & Education Service  
Email: info@fpesusa.com / satokona@gmail.com  
URL: www.fpesusa.com

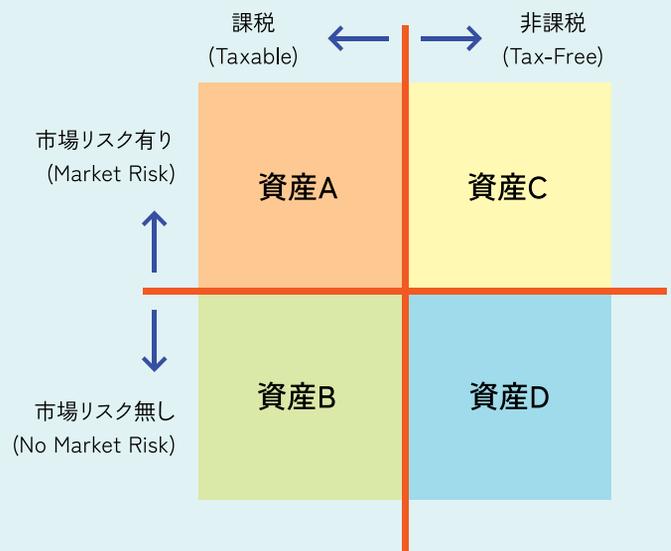
## コラム

## 資産が目減りしない運用方法

アメリカでの資産運用は、リスクを伴わないで誰でも簡単に運用をすることができます。資産の運用先は4つのカテゴリに分けることができます。どのカテゴリで資産運用をされるのかはご自身の自由です。

表の左半分は課税対象の資産運用、右半分は非課税対象の資産運用です。また、上半分は市場リスクを受ける資産運用、下半分は市場リスク受けない資産運用になります。資産が目減りしない資産運用のコツは、市場リスクと税金の二つを上手に扱うことができる「資産B」と「資産D」での運用になります。

たとえば、皆様が身近で資産運用されているものとして401KやIRAがあります。401KやIRAはリタイア後のために資産運用するプランです。これらは「資産A」に属し、Tax-deferred(税金繰延)





で税金は資産を使うときまで繰り延べされますが、市場のリスクを受けます。実際に 401K や IRA のステートメントを見て、資産が下がったのがっかりした経験がある方も多いと思います。

では、資産が目減りしないように運用するにはどうすればいいのでしょうか？

## アメリカの Annuity 制度

Annuity はリタイアメントプランのひとつで、個人年金と呼ばれます。Annuity は税金繰り延べですので、お金が増えても所得税を支払う必要はありません。401K や IRA と同じように、59.5 歳を過ぎてから資産を引き落とす時に課税されます。Annuity には Surrender term という資産運用期間がありますが、プランの中にはこの資産運用期間中に資産の引き落としができるものもあります。

Annuity のプランには、資産を増やしていくプランと一生涯年金を受け取るプランがあります。

### ◆ 資産蓄積型

資産を蓄積することに重点を置いたプランで、初期投資額に対してある割合でキャッシュボーナスを保険会社がいてくれるプランもあります（ボーナス特典は保険会社や居住地の州により異なります）。引き落としが始められる時が来たら、自由に資産を引き落とすことができます。

### ◆ 生涯保障型

生涯保障に重点をおいたプランで、Annuity にある運用資産額を超えても、加入者は亡くなるまで一生涯にわたり一定額または増加額を受け取ることができます。

Annuity 制度での資産運用には 2 つの方法があります。

#### 1. 401K や IRA からのロールオーバー

市場リスクのある 401K や IRA は、資産が目減りしない「資産 B」の Annuity に移すことができます（「資産 D」に直接資産を移すこ

とはできません）。これをロールオーバーといいます。401K や IRA を Annuity にダイレクト・ロールオーバーすることで、早期引き落としのペナルティや課税を回避できます。以前に働いていた会社の 401K がいくつもある方は、複数の 401K を一つの Annuity のアカウントにまとめて運用することもできます。

#### 日本へ帰国する場合

日本に帰国される前には、今まで運用された 401K や IRA を無理に解約せず Annuity にロールオーバーしておけば、大事な資産はアメリカで価値が下がることなく運用されます。また、アメリカで加入された Annuity は日本では年金扱いとなり、日米租税条約によって Annuity からの資産受け取り時に二重課税されることはありません。

#### 2. 銀行にある預貯金からの投資

Annuity は銀行の預貯金からもプランを開設することができます。また、非課税で使える「資産 D」も銀行の預貯金から資産運用をすることができます。401K などからのロールオーバーで開設する Annuity との違いは、銀行の預貯金から Annuity で資産運用される場合は RMD (Required Minimum Distribution) が関係しないということです。

RMD とは、IRA や 401K といった課税所得控除の退職金積立口座から資産を引き出すルールを定めた制度です。401K などの Tax-deferred (税金繰延) リタイアメントプランは、73 歳になったら IRS が定めた比率で計算した金額を毎年引き出さなければいけません。引き出しが必要でなくても RMD が定めた最低引出額を引き出す必要があります、これを怠るとペナルティが課されます。

銀行の預貯金から Annuity で資産運用をする場合、この制度の対象とはなりません。

以上、できるだけ簡単に Annuity のご説明をさせていただきました。Tax-Free の「資産 D」での資産運用につきましても、無料相談を受け賜っております。

執筆者

野崎哲弘 (Ted Nozaki)

Marketing Director, World Financial Group

(CA License #4141439)

Email: nozaki.ted@gmail.com

URL: <https://agents.worldfinancialgroup.com/tetsuhiro-nozaki>



## 伝統を守り伝える先住民の聖地 ピマチオウィン・アキ

カナダ マニトバ州・オンタリオ州

世界遺産とは●地球の生成と人類の歴史によって生み出され、未来へと受け継がれるべき人類共通の宝物としてユネスコの世界遺産条約に基づき登録された遺産。1972年のユネスコ総会で条約が採択され、1978年に第1号が選出された。2023年1月現在、167カ国で1157件（文化遺産900件、自然遺産218件、複合遺産39件）が登録されている。

カナダの中部、マニトバ州からオンタリオ州にかけて約290万ヘクタールに広がるピマチオウィン・アキは、先住民アニシナアベ族が約7000年にわたって自然と共存してきた文化的景観が見られる場所。ここにはアニシナアベ族の4つのコミュニティが今も存在している。“ピマチオウィン・アキ”とは、彼らの言葉で「命を与えてくれる土地」という意味。アニシナアベ族は創造主からの贈り物に敬意を表し、アキ（あらゆる生命）を尊重し、他者との調和を保つという「ジ・ガナウエンダマン・ギダキイミナン(Ji-ganawendamang Gidakiiminaan)」(“土地を守る”という意味)の文化的伝統のもとで長い年月の間、生活を維持してきた。

4つの河川の水源地となっているピマチオウィン・アキには、川、湖、湿地帯、針葉樹林といった豊かな自然が広がっている。アニシナアベ族はこの地の利を生かして釣りや狩猟、採集を行いながら生活を営んできた。彼らの居住地や移動ルート、加工場所、神聖な儀式場といった生活拠点は広範囲に点在しており、それらを水路に

よって結ぶことでネットワークを形成している。この無限に広がる複雑なネットワークを駆使して自然と共存しながら、伝統的な狩猟採集生活を育んできたのだ。

人と自然の共生を大切にしてきたアニシナアベ族の世界観では、自然の中に存在する物体にアニマシー(生物性)を宿らせることで、季節や年月を通してこの環境下にある人間の存在に意味を与えている。この価値観や信念を7000年以上にわたって守り伝えてきたアニシナアベ族の存続は、先住民の文化的景観および伝統を示す類まれな証拠として、また変化に富んだ自然環境や生物多様性を尊重し維持してきた点でも高く評価され、自然と文化の両方の価値を認められた世界複合遺産として2018年に登録されている。

### アニマシーの森へ

ピマチオウィン・アキにはアニシナアベ族が今も暮らす4つのコミュニティのほか、アティタキ州立公園とウッドランド・カリブー州立公園がある。4つのコミュニティで

アニシナアベ族と実際に交流することもできるが、特に観光客に人気が高いのは、2つの州立公園。ここには川や湖、湿地帯、針葉樹林が広がっており、釣りやカヌー、ボート、ラフティングといった水上アクティビティが楽しめる。また、ハイキングやバックカントリーキャンプなども人気で、各種アクティビティはガイドやツアーオペレーションをつけることもできる。

自然との共存で生態系が維持されてきた一帯では、北方系動植物のコミュニティが今も守られている。一歩足を踏み入れれば、ウッドランド・カリブーやムース、ブラックベア、オオカミ、ハクトウワシといったアイコニックな野生の動物たちに出会えるかもしれない。

遺産プロフィール  
ピマチオウィン・アキ  
Pimachiowin Aki  
登録年 2018年  
遺産種別 世界複合遺産  
<https://pimaki.ca>

文/齋藤春菜●物流社で営業職、出版社で旅行雑誌の編集職を経て渡米。思い立ったら国内外を問わずふらりと旅に出ては、その地の文化や人々、景色を写真に収めて歩く。世界遺産検定1級所持。



縦横無尽に川が流れ、湖や湿地帯、針葉樹林などの美しい自然が広がるピマチオウィン・アキ。世界複合遺産として登録されているのはカナダではこの1件だけ ©Permavultur/flickr

# 「日本の相続」は、どこへ行く？



税理士法人アーク&パートナーズ  
代表・税理士 内藤克

## 来年から贈与税のしくみが大きく変わる

### 何が変わるのか？

昨年末、政府与党の税制調査会は、「生前贈与」について改正の方針を示しました。生きている間にせつせと子供たちに贈与をして相続財産を減らす生前贈与。現在は相続前3年間の贈与は相続財産にカウントされてしまうため、亡くなる直前に行っても効果がないのですが、2024年の贈与から段階的にこの3年がさらに伸びて7年に改正されることになりました。つまり亡くなる前の7年間の贈与は相続税対策として機能しないことになったのです。贈与税の仕組みとして短期間にそこそこの財産を贈与すると税負担が増えてしまい、「相続税+贈与税」で考えるとかえって不利な結果になる場合もあります。そもそもあと何年生きるかわからない状況では、老後資金も考えると子供たちにどのタイミングでどのくらいの財産を贈与しているのか、この贈与の方法では判断がつくわけがありません。



### 相続時精算課税

実は20年ほど前から、通常の贈与(暦年贈与)のほかに「お金を渡したときには贈与税を課税せず、相続時に相続税を課税する『相続時精算課税』」という制度が存在しています。この制度は時期をずらして贈与税を相続税に置き換えて納税するだけなので人気がなく、選択する人も多くありませんでした。しかし今回の改正でこの制度がかなり使いやすくなったため、これからはこの「相続時精算課税」がメインとなって生前贈与を行っていくことになります。

#### 【相続時精算課税制度】

- ・60歳以上の父母祖父母から18歳以上の子や孫である推定相続人または孫
- ・2,500万円までの贈与に関しては贈与時に課税せず相続時に課税
- ・累計で2,500万円を超えてくと超えた部分の20%について贈与税課税
- ・暦年贈与との併用はできない

#### 【相続時精算課税の改正】

- ・年間110万円の贈与まで非課税
- ・年間110万円を超えた部分は累計2,500万円まで贈与税がかからない
- ・年間110万円までの贈与については期間制限なく相続税に加算されない

### どう贈与すべきか

国際相続では、被相続人(親)、相続人(子)のそれぞれの住所と財産の所在(日本か米国か)で課税範囲が異なります。また、日本では「財産をもらった側(子)が贈与税の納税義務を負います」が、米国では「財産をあげた側(親)が納税義務を負う」など国によって税法が異なるので慎重に計画を立てることが重要となります。流れとしては次の通りです。

1. 財産リストの作成
2. リストに基づいて財産評価(基本は時価)
3. 相続税の計算(相続)
4. だれがどの財産を相続するかの検討(米国居住の子には米国の財産を、等)
5. 各人の相続税の計算
6. 生前贈与のシミュレーション

大事なのは、**相続税の試算をしないどのタイミング、どの金額で贈与すればいいのか計算できない**ことを理解しておくことです。110万円以内の贈与であれば贈与税ゼロですので問題ありませんが、この金額の贈与を繰り返しただけでは効果が出るまでに何十年もかかってしまいます。そのため、ある程度まとめた金額の贈与をしなければなりません。

2023年9月に日経BPより私の著書「残念な相続(令和新版)」が発売されました。生前贈与に限らず、国際相続についてもわかりやすく説明しております。是非参考にしてください。

税理士法人アーク & パートナーズ  
代表・税理士

司法書士、社会保険労務士、弁護士ら専門家と同族会社の事業継承を中心にコンサルティングを行う。日弁連、日経新聞などで多数講演。ハワイにも拠点を設け、国際相続も手掛ける。ホノルル日本人商工会議所メンバー。

HP: [www.the-arcist.com](http://www.the-arcist.com)

[www.hawaiiouzoku.com](http://www.hawaiiouzoku.com)



# アメリカの 法律最前線

移民・非移民ビザ、交通事故、企業法……日本とは異なるアメリカの法律を理解しておくことは、アメリカ生活においては大切なこと。本特集では、生活に役立つアメリカの法律最新情報を解説する。

## 移民法

### 永住権（グリーンカード）

永住権の取得は、結婚による申請や雇用による申請、抽選や自己能力による申請など方法がいくつか存在する。特に関心の高い2つの申請方法について見ていこう。

#### 雇用主のスポンサーによる申請

申請条件は主に以下のカテゴリに分かれます(以下以外もあります)。

- ・ 第一優先：高度な特殊能力保持者、あるいは国際間企業の管理職者
- ・ 第二優先：修士号保持者、または学士号+5年以上の職歴保持者
- ・ 第三優先：学士号保持者、または2年以上の職歴保持者

申請時のポイントは、(条件や目的において)自分に合った申請の戦略を立てることです。グリーンカードの申請は時間がかかるため、多くの方々の傾向としてどうしても目の前のビザ・ステータスに捉われ、グリーンカードの申請を後回しにしがちです。まずはグリーンカードの申請計画を先に立て、その取得までの時間をどのように、どの種類のビザ・ステータスで滞在するか計画を立てることが、結果的に多くの時間と費用を軽減することに繋がると考えます。

現在の傾向として、アフターコロナ、特にバイデン政権への交代後から審査基準はかなり緩和されてきました。具体的には移民局

(USCIS)からの追加資料の請求や却下率の減少が挙げられます。トランプ政権下においては全員面接制が謳われ、ほとんどのケースで面接を受けなければならない時期がありましたが、最近では移民局の極度の人手不足のため、面接が免除されるケースが多々あります(これはアメリカの場合で、日本での面接は免除されません)。

#### 配偶者・家族のスポンサーによる申請

申請条件は、申請者がアメリカ市民やグリーンカード保持者の配偶者、親(市民権の場合のみ)、子供、兄弟姉妹(市民権の場合のみ)であることです。取得までの待ち時間はカテゴリにより大幅に変わります。

家族申請は離れている家族が同居することを目的としています。ここで問題となるのが、日本で申請を行うのかアメリカで申請を行うのかという点です。一般的に日本で申請を行うほうが時間を要するケースが多いですが、アメリカで申請を行う場合のデメリットもあります(アメリカから出国できない期間がある等)。家族と一緒に生活できる環境をできる限り早く作るため、賢明な計画を立てることが



重要だと考えます。また、カテゴリによっては手続きに何年も要する場合があります。時間を要するがゆえに後回しにしたり諦めたりしがちですが、後に後悔する方々を多く見えています。申請の途中で放棄することは簡単にできるので、申請だけでも行っておくことが重要と言えるでしょう。

最近の傾向として、コロナの間、日本とアメリカで離れ離れになっていたカップルがコロナ対策緩和により結婚する傾向が強くなっており、家族申請の数が著しく増えていると感じます。移民局の人手不足も加わり、米国籍保持者との結婚のケースでも審査に1年半以上掛かるケースも見られます。

## ○ビザ

○ビザは3つのカテゴリに分けられます。

### 1. 科学者、教育者、ビジネスマン、およびスポーツ選手

○-1ビザのなかでもっとも厳格な審査が行われるカテゴリとされています。審査をパスするには、以下の8つの条件のうち少なくとも3つを満たしている必要があります。

- (1) 国際的に認められている賞を受賞したことがある
- (2) 入会するにあたり厳しい条件を課されている会の会員である
- (3) 知名度のある出版物、あるいはメディアにおいて取り上げられたことがある
- (4) 当該分野において競技などの審査を担当したことがある。
- (5) 当該分野において大きな功績を残したことがある
- (6) 専門雑誌、あるいは知名度のあるメディアにおいて記事を出したことがある
- (7) 知名度の極めて高い団体で仕事を行っている、あるいは行った経験がある
- (8) 収入が著しく高い

### 2. 芸術家、および芸能人（ただし映画、テレビ関係は除く）

前者のカテゴリよりも審査基準は低いとされています。審査をパスするには、以下の5つの条件のうち少なくとも3つを満たしている必要があります。

- (1) 公の場で高い評価を受けた作品において、主な役割を果たした、あるいは果たす予定である
- (2) 新聞、専門雑誌等において大々的に取り上げられた、あるいは高い評価を得た
- (3) メディア等において著名な団体で主な役割を担った
- (4) 多大な業績を上げた記録がある
- (5) 著名な団体、評論家、政府機関、エキスパートより高い評価を受けた

### 3. 映画、あるいはテレビ関係のタレント、および製作関係者

上記2つのカテゴリのような具体的な条件の列挙はなく、通常以上の極めて高い評価を受けているとされているだけです。したがって、審査は上記の2つのカテゴリに比べて広汎なものであると言えます。

○ビザの審査は近年厳しくなっています。トランプ政権以前は有名度、著名度の証明として雑誌等の出版物に載っていること、および推薦状があれば認可されていた流れが、この2つに加えてもう1つ必要である場合が多くなりました。受賞したことがある、上位にランキングされている、給与が高い、ある作品において主要な活躍を行った、または、その他の要素が必要だといえるでしょう。一般的に多くの申請候補者は出版物に載ること、推薦状を得ることまでは条件を揃えられるのですが、もう1つ提出できるものを工夫して見つけ出すのが大きなポイントとなります。

最近の傾向として、コロナに入る2~3年前から審査が厳しくなっています。申請には最長で向こう3年間のスケジュールを提出する必要があり、コロナの間は、そのスケジュールにあるイベント等が実際に行われるのか否か、行われるとすればどのようなコロナ対策が施されているのか等が指摘されていました。トランプ政権下においてその審査基準が厳しくなり、それがコロナでさらに厳しくなりました。バイデン政権に変わった頃から審査基準は緩和され始めましたが、今でもトランプ政権下で厳しくなった審査基準のなごりがあるように思います。

#### 取材協力

瀧法律事務所 (Taki Law Offices)

瀧恵之 (移民法全般)

taki@takilawoffice.com

<https://www.takilawoffice.com/>





## E-1/E-2 ビザ

E-1、E-2はそれぞれ米国と条約締結国との間の貿易、または投資の発展を目指したビザです。ここでは日本とアメリカの間でのEビザについて言及します。

E-1の申請は、日本、アメリカ間の貿易がアメリカの会社の事業の50%以上を占めること、アメリカの会社の株主が50%以上日本人（アメリカの国籍を有するもの、アメリカ永住権者を除く）であることが条件です。一方E-2の申請は、アメリカ企業が日本からの資本を使ってそれなりの投資を行うこと、アメリカの会社の株主が50%以上日本人（アメリカの国籍を有するもの、アメリカの永住権者を除く）であることを条件としています。いずれも日本国籍のオーナー、役員、管理職、専門職として申請が可能です。アメリカ企業が日本の会社の子会社である場合は日本の親会社の株主構成を見られます。また、アメリカ企業が上場企業の子会社の場合、日本の株式市場に上場していることで日本国籍を保有しているとみなされますが、それでも株主の50%以上が日本人であることの立証は必要です。

### 初回企業登録申請時の注意点

企業としてEビザを初回申請する際は、申請者の審査とともに、企業がEビザに適した事業を行っているかの審査を経てEビザ企業登録を行う必要があります。E-1の場合は貿易の実績を示す必要があり、E-2の場合は日本からの出資を示す書類を求められます。また、E-2の場合はその業界において相当な出資額といえるのか、何に投資したのかを示す書類を残しておくことが重要です。投資である以上、出資金を単に銀行口座に振り込むだけでは不十分で、具体的に事業に投入する必要があります。

申請はEビザ企業登録のみを先に行うことはできず、アメリカへの赴任者を選定のうえ準備を行います。初回申請には時間を要するため、あらかじめスケジュールに組み込んでおきましょう。

### 企業登録後の申請時の注意点

会社の株主比率に変更が生じた場合や、E-1に関しては事業内容等の変化により日本、アメリカ間の貿易の比率が変わった場合はビザを保有し続けられなくなる可能性があります。また、Eビザの企業登録は永久的なものではないため、長年申請者がいない場合は再度企

業登録をする必要が出てきます。さらに、職歴が浅い人はアメリカ企業で不可欠な管理職または専門職としての経験をどこで積んだのかが懸念点となり、却下される可能性もあるので注意が必要です。

最近の傾向として、Eビザに限ったことではありませんが、2023年10月17日にアメリカ大使館での面接予約システムが変更されたことにより、一部カスタマーサービスなどに混乱が生じているようです。また、2023年6月にEビザの申請費用が205ドルから315ドルに引き上げられました。移民局へのEステータスの延長、変更の申請料金も、今後大幅な値上げの可能性が提案されています。

## H-1B ビザ

いわゆる特殊技能職ビザと呼ばれるもので、申請条件は申請者が大学の学位以上を保持していることに加え、特定の専攻分野における学位以上が必要であると政府がみなす職種に限定されます。一般的な学位（外国語学部、文学部など）の出身の場合は特殊技能と結びつけるのが難しく、また学位が必要ない職務では却下される事例があります。あくまで技能職であることから、管理職の役割が大きい職務もH-1Bにはなじまない傾向にあります。さらに、政府が指定する給与額を会社が支払えること、解雇した場合は自国への旅費を会社が支払うことなどが条件となります。

申請は2段階で実施されます。まずは移民局に請願書を提出して認可を得て、その後、ビザスタンプが必要な場合は大使館で面接を受けます。H-1Bは6年間の期限付きですが、永住権の申請をしており一部条件を満たす場合には6年を超えて更新することも可能です。

H-1BはEビザやLビザのように国籍や過去の就労経歴が条件とされず、新卒でも申請できるため人気があります。近年は毎年10月からの就労開始のため、その年の3月に申請のための事前抽選が行われます。例年の当選確率は25%前後で、アメリカで大学院を卒業した場合は若干確率が高くなります。必ず申請できる保証はないため、代替案を検討しておきましょう。抽選は年に1回のため、就労開始まで時間が空いてしまうこともあり、タイミングを図るのが難しいビザです。現在は料金の値上げや抽選方法の変更についての議論が行われており、2024年3月の抽選時には大きな変更の可能性も指摘されています。



## Lビザ

企業内転勤ビザと呼ばれ、多国籍企業の従業員がアメリカ国内の親会社、支社、系列会社、子会社へ転勤する場合に使用されます。アメリカに赴任する前の直近3年間のうち、1年間をアメリカ国外の関連会社で継続的に管理職または専門職で就労していることが申請の条件です。アメリカ国外とアメリカでの職務が一致する必要はなく、管理職に就く場合はL-1A、専門職に就く場合はL-1Bを申請します。L-1Aは7年間、L-1Bは5年間の滞在期間が設けられています。期間を超えての滞在はできませんが、アメリカ国外で再度1年間、継続して関連会社で雇用されることで、L-1を再度取得することは可能です。なお、アメリカ国外の企業に拠点を置きながら出張ベースでアメリカの関連企業で就労を行う場合にもビザを取得でき、アメリカでの滞在が年間180日以内の場合には上記の滞在期間の満期は適用されません。

通常は移民局へ請願書を提出し、許可を受けた後で大使館へ申請が必要で、H-1Bと同様に2段階の審査があります。ただし、L-1ビザによる転勤者が多い場合、移民局にBlanket請願を行うことが可能です。Blanket請願には、アメリカ企業が実際にビジネスをしていること、3つ以上の関連会社等が存在することに加え下記のうち1つの要件を満たす必要があります。

- (1) 1000名以上のアメリカの従業員がいる
- (2) アメリカで年間2500万ドル以上の売上有る
- (3) 過去12カ月の間に10件以上のLビザの認可を取得した

Blanket請願が許可された場合、申請者は直接大使館へ申請が可能となり、2段階手続きを経る必要がなくなります。

L-1Bの専門職に関しては技術者等であるだけでは足りず、その業界や企業内では有していない専門的な技術を有していることが必要です。例年移民局はL-1Bの専門職性について厳しい審査を行っており、申請者の技術・知識がどのように専門的であり一般的でないのか、企業内の他の従業員と比べてどのように秀でているのかを示すために十分な資料を準備する必要があります。またL-1Bであった人が管理職に昇格する場合、L-1BからL-1Aへビザを変更する必要があり、認可を得てからでないとL-1Aとして職務に就けません。

L-1Bの5年満期が迫っている人が直前にL-1Aに切り替え、2年間の延長を行うことは困難です。L-1Aへの切り替えにより2年間滞在を延長する場合には最低でも6カ月管理職でいることが必要で、切り替えを満期の6カ月前に行ったうえ2年間の延長申請を行う必要があります。

コロナ禍は一時的に発給が停止されていたLビザですが、現在はコロナ前の状態に戻っています。依然として移民局から追加書類の要請が届くことが多く、徐々に減りつつあるものの却下率の高いビザです。企業によってはLではなくEビザを選ぶ会社も出てきていますが、どちらが適切なかは個々のケースによります。また、現在はLビザの請願申請料金の値上げも検討されています。

### 取材協力

フラゴメン法律事務所

(FRAGOMEN, DEL REY, BERNSEN & LOEWY LLP)

三輪咲絵

smiwa@fragomen.com

<https://www.fragomen.com/people/sakie-miwa.html>





## 企業法

### 契約上のトラブル

契約に関するトラブルは企業間のビジネス上の取引だけではなく、事務所やアパートのリース契約、個人事業主の売買契約、雇用契約、個人レベルでのお金の貸し借りなど多岐にわたります。このようなあらゆる場面で使われる契約書は、本来であれば契約上の誤解や問題が生じることを防ぐために作成されるものですが、曖昧な表現や言い回しによって複数の解釈の余地があった場合、のちに大きなトラブルに発展します。

### 法的に有効な契約書の重要性

契約書が法的に有効と認められるために記載されていないとされない条項は州法によって明確に決められており、その内容は契約の目的によって異なります。知人にお金を貸す場合に覚書を書いて署名をしたり、インターネットを検索して見つけたテンプレートを使って契約書を作ったり、メールのやりとりが残っていたりしても、何かのトラブルが生じた時にはそれが何の役にも立たないことは珍しくありません。また、当事者間で決められた契約違反のペナルティが法的には到底実現不可能なものである場合も多くあり、逆に法的に有効な契約書がある場合には、そこに記載のない口約束はよほどのことがない限り無効と見做されます。

日本人がアメリカで契約をしたりビジネスを展開したりする際には英語で書かれた契約書に署名をする場合がほとんどですが、その内容を十分に理解せずに署名をしてしまうことは大きなリスクを負います。契約を途中解除する際に課せられているペナルティが一般的なものとは違い契約相手により有利なものとなっている場合や、争いが生じた際に他州の法が適用されることになっていて他州で弁護士を探す必要に迫られる場合などは、解決のために多大な費用がかかる可能性も生じます。

### 弁護士の役割

弁護士は常に自身の雇用主の代理人として雇用主の利益を守ることとその責務としており、多くの場合、契約当事者双方の中立の立場に立っているわけではありません。そのため、契約相手の弁護士によって作成された契約書は多くの場合相手側にとってより有利な

る条件が記載されています。安易に契約書に署名をする前に、信頼できる弁護士に依頼して内容を確認する、または契約条項の作成を依頼するなどしてトラブルを未然に防ぎ、万が一トラブルが生じた際にも迅速なサポートを受けることが大切です。

契約前に弁護士料を支払うことをためらったために後でトラブルとなり、契約書の作成やレビューにかかる費用の数倍の費用をかけて慌てて弁護士に依頼をするケースは後を絶ちません。以前からの知り合いである、一緒にビジネスをする予定がある、これまでも同様の取引をしてきた、契約内容を更新する際に口約束をした、などの理由できちんとした契約書を作成せずにお金のやりとりをしたりビジネスを始めたりすることは、大きなトラブルの元です。取引を円滑に進めるためにも、専門家に依頼して法的に有効となる契約書を作成し、内容をきちんと把握することは非常に重要です。

#### 取材協力

Kimura London & White LLP  
木村ジョシュア

[japanesespeakingattorney.com/](http://japanesespeakingattorney.com/)





## 交通事故

相手の過失で事故に巻き込まれた場合でもご自身の過失で事故を起こしてしまった場合でも、共通した対処法があります。交通事故に直面した際は以下の手順に沿って冷静に対処し、できるだけ多くの証拠を残しておきましょう。

### 1. 事故現場を離れない

事故の相手と情報交換をするか警察官が到着するまでは、事故現場を離れることは絶対に避けましょう。事故の影響が物損のみの場合は、一般的に身元確認が済めば事故現場から離れても法的に問題はありませんが、身分証明書を提示せずに事故現場を離れることは不法行為になり、ひき逃げとみなされて罰金や禁固刑が科される可能性が生じます。警察からは必ずケースナンバーをもらいましょう。

### 2. できるだけ多くの記録を残す

怪我人への対応や車の移動が一段落したら、以下の記録を残しましょう。

- ・ 事故に関わったすべての車のナンバープレート、車種、色、年式
- ・ 車や建物の破損部分と関係者全員の身体上の怪我
- ・ 道路状況や事故現場の様子。周辺に防犯カメラが設置されていないか確認

事故現場を写真に収めておくと、のちに保険会社や弁護士が事故の状況を判断する際に非常に役立ちます。後日先方から不当なクレームを受けた時にも的確な反論をすることができます。安全性の問題や怪我人の応急処置などが必要で事故発生時に現場での撮影が難しい場合は、なるべく早く現場に戻って記録しましょう。事故後数日経過した写真であっても、弁護士が現場の様子を把握するためには有効です。

### 3. 事故当事者や目撃者と連絡先を交換する

相手の運転免許証、保険証、レジストレーションカードの提示を求め、写真を撮るか書き留めるなどしておきます。また現場にいた

方や事故の目撃者と連絡先を交換し、警察官の名前を記録して、後日事故処理報告書を入手します。相手に過失がある場合でも、ご自分の連絡先を相手に渡しましょう。

### 4. 交通事故専門の弁護士に連絡する

経験豊かな弁護士に相談し、損害賠償を請求することが妥当かどうかアドバイスを受けましょう。損害賠償は治療費や減収以外にも、精神的苦痛など目に見えない損害に対して請求可能です。交通事故は多くの場合成功報酬での契約となり、初期費用は不要で、訴訟に協力的な医療機関を紹介してもらうことも可能です。弁護士に交渉を依頼することで保険会社からの迅速かつより満足のいく示談金の提示に繋がることは珍しくありません。相手方の保険会社とのわずらわしい交渉は弁護士に依頼し、より良い条件での早期解決を目指しましょう。

### 交通事故に遭った時の対処法と心得

怪我をしてしまったらなるべく早く適切な治療を受け、診察のたびに写真を撮ってもらうよう依頼をし、怪我の詳細な記録を残しましょう。また、記憶が新しいうちに症状や痛みを具体的に文書や写真に残しておく、証拠が多ければ多いほど適切な補償に繋がります。

ご自身の過失で事故が発生した場合でも、その場で過失を認める発言をしないことは非常に重要です。謝罪と受け取られる発言をしてしまうとすべての非がこちらにあると認めたという誤解を招き、保険会社から妥当な金額の補償を受けることも難しくなります。事故の相手との会話は最小限に留め、事故の経緯や原因について話し合うことは避けましょう。相手から強く非難された場合にも冷静に対処し、ご自身の保険会社に連絡するように伝えましょう。

#### 取材協力

Kimura London & White LLP

木村ジョシュア

[japanesespeakingattorney.com/](http://japanesespeakingattorney.com/)



## ヴァイキングが刻んだ足跡 ランス・オー・メドー 国定史跡

### カナダ ニューファンドランド島

世界遺産とは●地球の生成と人類の歴史によって生み出され、未来へと受け継がれるべき人類共通の宝物としてユネスコの世界遺産条約に基づき登録された遺産。1972年のユネスコ総会で条約が採択され、1978年に第1号が選出された。2023年1月現在、167カ国で1157件(文化遺産900件、自然遺産218件、複合遺産39件)が登録されている。

カナダの大西洋側、ニューファンドランド島の北端に位置するランス・オー・メドー 国定史跡は、ヴァイキングの謎めいた足跡が刻まれるエリア。この地には、北アメリカにおいて確認された最古のヨーロッパ人の住居跡が残っている。ヴァイキングとは8世期末～11世紀にかけて、スカンジナビア半島やユトランド半島を本拠として西ヨーロッパ沿海部へと進出していった人々のこと。ここには11世紀にヴァイキングが居住していた証が残っており、ヨーロッパ人が新大陸に定住した初めての瞬間を物語る貴重な遺跡となっている。

中世アイスランドに伝わる北歐人探検家の航海が記録された『ヴィンランド・サガ』によると、ヴァイキングのレイフ・エリクソンが997年、グリーンランドから大西洋を西へと航海に出たとされている。彼は新しい土地を発見し、「ヴィンランド」と名付けてその地に拠点を建設した。それまで単なる伝説と考えられていたヴィンランドが、ランス・オー・メドーの発見によりにわかに注目されることとなったのだ。

1960年に発掘されたこの史跡は、木組

みの泥炭芝生でつくられた8つの建造物で構成されている。居住が3つ、鍛冶場が1つ、作業場が4つ。どれもグリーンランドやアイスランドといった北歐の国々で同時代に発見された建物と同じ様式で建てられている。遺跡から発見された生活道具は、鉄製のものを多く含む。鍛冶場が見つまっていることからこの地で鉄の生産が行われていたことが想像できるだろう。当時、アメリカには鉄を造る技術がなかったため、この事実は大きな注目を集めた。遺跡からは船の修理に使われたと考えられる鉄の生産や木工などの痕跡が残っており、この地に上陸した人々がさらに南へ航海していたと推測されている。

ランス・オー・メドー 国定史跡は、その歴史的な価値と保存状態の良さから1978年に世界文化遺産に登録された。

### ヴァイキングの冒険の痕跡をたどる

入り江に面した集落には、鍛冶場や製材所などの復元された建物が建っている。木組みのフレームに泥炭を積み重ね、そ



海岸沿いに広がるランス・オー・メドー 国定史跡。コロンブスがアメリカ大陸を発見する500年も前に、ヴァイキングたちはこの島に到達していた ©Larry Syverson/flickr

の上に草で葺いた屋根が乗せられている様式だ。遺跡には当時の様子を解説するパネルが随所に設けられており、未開の地に入植したヴァイキングたちの暮らしぶりうかがえる。

周辺に広がる丘には遊歩道が整備されていて散策できるようになっており、ビジターセンターではより詳しい説明を見ることができる。ランス・オー・メドーの集落跡と入り江を一望できる丘の頂上に立てば、北アメリカに最初に足を踏み入れたヴァイキングの当時の興奮に触れられるような気がしてくる。

自然と歴史が融合した美しい景観に囲まれたユニークな遺産の地で、人類の歴史における重要な節目を肌で感じよう。

**遺産プロフィール**  
ランス・オー・メドー 国定史跡  
L'Anse aux Meadows National Historic Site  
登録年 1978年  
遺産種別 世界文化遺産  
<https://parks.canada.ca/lhn-nhs/nl/meadows>

文/齋藤春菜 ● 物流会社で営業職、出版社で旅行雑誌の編集職を経て渡米。思い立ったら国内外を問わずふらりと旅に出ては、その地の文化や人々、景色を写真に収めて歩く。世界遺産検定1級所持。

# アメリカ生活やビジネスヒントを 伝えるU.S. FrontLineの オンラインサイト

# usfl.com

随時  
更新中!

アメリカの最新ビジネス関連ニュースから  
生活情報まで多彩なコンテンツが満載。  
これからアメリカで生活する人や、ビジネスの成功の  
ヒントを探している人にとって強い味方です。

